



事 務 連 絡
平成 20 年 12 月 25 日

都道府県労働局
労働基準部労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課長補佐（医療福祉担当）

アフターケア等の事務処理の適正な実施等について

アフターケア及び義肢等補装具等の労災補償業務の適正な実施等については、平成 19 年 7 月 20 日付け基労補発第 0720001 号及び平成 20 年 2 月 25 日付け基労発第 0225001 号（以下「留意通達等」という。）により指示されているところである。しかしながら、今般、管理者による適切な進行管理が行われていないために、義肢等補装具の申請を受理してから承認がなされないまま長期間が経過していた事案や、頭頸部外傷症候群等に係るアフターケアにおいて、健康管理手帳の更新の可否に関し、請求人に誤解を与えかねない説明が行われていた事案が見受けられているところである。

これらの事案が発生した原因としては、留意通達等の内容が必ずしも徹底されていないことによるものと考えられることから、今後、改めて同通達等に基づき基本的な事務処理を徹底し、適正な業務処理が行われるよう留意されたい。